

事後評価に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

| 番号 | ② | 計画名 | 琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進（重点） | 事業主体 | 滋賀県 |
|--|---|-----|------------------------------|------|-------|
| | | | | 施工箇所 | 守山市 他 |
| <p>（意見）</p> <p>○事業の進捗状況について</p> <p>流入河川対策については、1,500m²の植生浄化を完了していることを確認した。また、底質改善対策については、赤野井湾で12,600m²の内湖拡幅、木浜内湖で2,800m²の浚渫工、91mの護岸工、126mの植生工を完了していることを確認した。</p> <p>○事業効果の発現状況について</p> <p>赤野井湾および木浜内湖の植生浄化による流入河川事業や、浚渫工や植生工等の底質改善事業の進捗に伴い、底泥からの窒素やリンの溶出を抑制することによる水質浄化効果が発現していることを確認した。</p> <p>○ 評価指標の目標値の実現状況</p> <p>琵琶湖の水質目標値は、北湖での全窒素、全リンは目標値の200μg/l、7μg/lに達し、南湖での全窒素が目標値240μg/lに達したが、南湖での全リンが目標値15μg/lに達していないことを確認した。</p> <p>琵琶湖への流入負荷削減量は、全窒素で目標値850g/日、全リンで目標値350g/日に達していることを確認した。</p> | | | | | |

事後評価に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

| 番号 | ③ | 計画名 | 琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進 | 事業主体 | 滋賀県 |
|--|---|-----|--------------------------|------|-------|
| | | | | 施工箇所 | 野洲市 他 |
| (意見) | | | | | |
| ○事業の進捗状況について | | | | | |
| 砂浜保全対策については、マイアミ浜や湖西圏域で 12 基の突堤工と 2,760m の養浜工、410m の緩傾斜護岸工が完了していることを確認した。また、水質保全対策については、150ha の根こそぎ除去が完了していることを確認した。 | | | | | |
| ○事業効果の発現状況について | | | | | |
| マイアミ浜および湖西圏域では、突堤工と養浜工、緩傾斜護岸工により汀線が回復し、砂浜の再生と保全が図られ、湖辺域の景観向上や陸上植物の生育場所の保全に寄与していることを確認した。 | | | | | |
| ○ 評価指標の目標値の実現状況 | | | | | |
| 湖岸保全対策延長は、目標値 1,700m に達していることを確認した。 | | | | | |
| 琵琶湖の水質目標値は、南湖では全窒素で目標値 240 $\mu\text{g/l}$ に達したが、全リン目標値 15 $\mu\text{g/l}$ に達していないことを確認した。 | | | | | |

今後の方針の案に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

| 番号 | ② | 計画名 | 琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進（重点） | 事業主体 | 滋賀県 |
|--|---|-----|------------------------------|------|-------|
| | | | | 施工箇所 | 守山市 他 |
| <p>○今後の方針の案について</p> <p>琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）の「琵琶湖と人とのより良い共生関係」を目指すため、河川環境整備事業の推進が必要である。</p> <p>琵琶湖や内湖を含む河川的环境保全対策については、目標に達していない南湖のリンに関して、引き続き底質改善対策および流入河川対策の推進に取り組まれない。</p> | | | | | |

今後の方針の案に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

| 番号 | ③ | 計画名 | 琵琶湖流域における河川環境の保全・再生対策の推進 | 事業主体 | 滋賀県 |
|--|---|-----|--------------------------|------|-------|
| | | | | 施工箇所 | 野洲市 他 |
| <p>○今後の方針の案について</p> <p>琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）の「琵琶湖と人とのより良い共生関係」を目指すため、河川環境整備事業の推進が必要である。</p> <p>湖岸保全のための事業を継続するとともに、良好な琵琶湖の湖岸環境の維持や、豊かな生態系の復元のため、引き続き湖岸保全対策や水質保全対策の推進に取り組まれない。</p> | | | | | |